保育について

２０２５年5月

愛知県福祉局子育て支援課

第１部　目次

１　児童福祉の理念について
２　保育の実施について
３　保育施設について
４　保育所について
５　保育所の設備と運営について
６　保育士について
７　認定こども園について
８　認可外保育施設について
９　保育所等における安全管理及び事故防止について
10　保育所等の指導監査について

1　児童福祉の理念について

- 児童福祉法において、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を規定。

【児童福祉法】
第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
○２　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
○３　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

2　保育の実施について

○　保育の実施主体：市町村

【児童福祉法】

第二十四条　市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

２　市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

【参考】子どもの教育・保育の場

平成２７年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、子どもを保育する場が増加

施設等			対象年齢	利用できる保護者
1	幼稚園	幼児期の教育を行う学校	３～５歳	制限なし
2	認定こども園 ①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもつ施設	３～５歳	制限なし
			０～２歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者
3	保育所 （原則20人以上）	保護者に代わって保育する施設	０～５歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者
4	地域型保育 ①家庭的保育 ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育	保育所より少人数の単位で0～2歳児の子どもを保育する事業	０～２歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者

○　保育の必要性の認定と利用調整

保育所は、保育の必要性がある児童を入所させる施設。
（児童を無条件に入所させるものではない。）

保育の必要性の認定・利用調整

- ◆ 保護者が施設などの利用を希望する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要がある。
- ◆ 市町村は、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。
- ◆ 保育認定にあたっては、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用」が考慮される。
- ◆ 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が、市町村において定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性から優先順位をつけ、利用する施設などの調整（利用調整）を行う。

①「保育を必要とする事由」（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5）

保護者の就労、疾病など、次のいずれかに該当することが必要。

A) 就労（1月に48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。）（経過措置あり）
B) 妊娠、出産
C) 保護者の疾病、傷害
D) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
E) 災害復旧
F) 求職活動（起業準備含む）
G) 就学（職業訓練含む）
H) 虐待やＤＶのおそれがあること
I) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
J) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合。

②「保育の必要量」（子ども・子育て支援法施行規則第4条）

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分される。

(ア)「保育標準時間」認定：最長１１時間（主にフルタイム就労を想定）

(イ)「保育短時間」認定　：最長　８時間（主にパートタイム就労を想定）

③「優先利用」（子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等に係る留意事項について 第２の７）

(ア)　ひとり親家庭

(イ)　生活保護世帯

(ウ)　生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

(エ)　虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

(オ)　子どもが障害を有する場合

(カ)　育児休業明け

(キ)　兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

(ク)　小規模保育事業などの卒園児童

(ケ)　その他市町村が定める事由

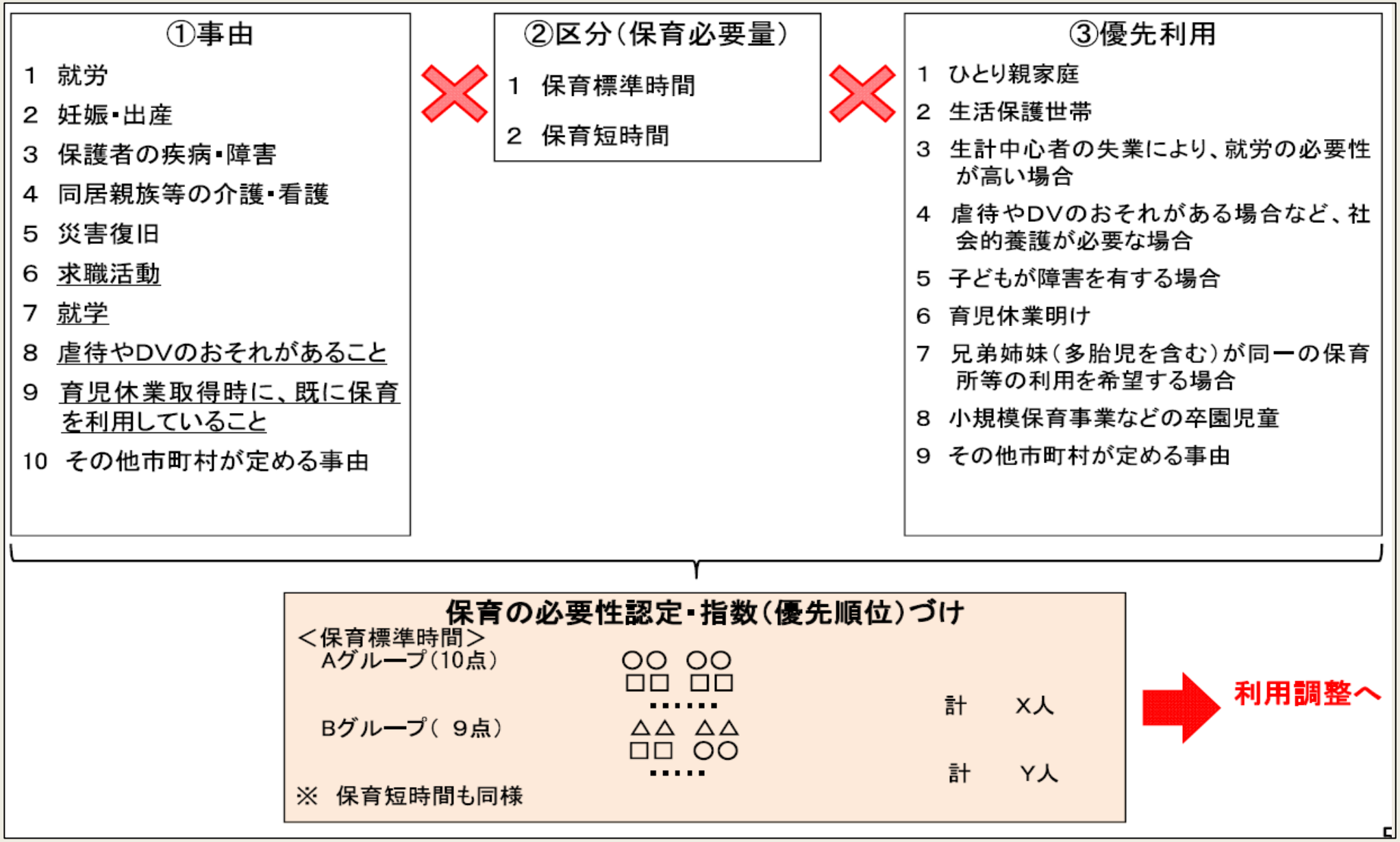
①事由
1 就労
2 妊娠・出産
3 保護者の疾病・障害
4 同居親族等の介護・看護
5 災害復旧
6 求職活動
7 就学
8 虐待やDVのおそれがあること
9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
10 その他市町村が定める事由
②区分（保育必要量）
1 保育標準時間
2 保育短時間
③優先利用
1 ひとり親家庭
2 生活保護世帯
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5 子どもが障害を有する場合
6 育児休業明け
7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8 小規模保育事業などの卒園児童
9 その他市町村が定める事由
保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ
＜保育標準時間＞
Aグループ（10点）
○○ ○○
□□ □□
……
計 X人
Bグループ（ 9点）
△△ △△
□□ ○○
……
計 Y人
※ 保育短時間も同様
利用調整へ

（内閣府資料より）

3　保育施設について

【認可・認定】

	施設・事業		認可・認定	
			根拠法	認可・認定権者
教育・保育施設	幼稚園		学校教育法	都道府県
	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法(※)	都道府県・指定都市・中核市
		幼稚園型、保育所型、地方裁量型		
	保育所		児童福祉法	
地域型保育	小規模保育		児童福祉法	市町村
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			

※「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

４　保育所について

■　保育所は、児童福祉のための施設（児童福祉施設）。

【児童福祉法】
第七条　この法律で児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

■ 保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設。

■ 保育所は、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を有する。

【児童福祉法】
第三十九条　保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。
○２　保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

5　保育所の設備と運営について

■ 保育所の設置基準：厚生労働省令で定める基準に従い、各都道府県、指定都市、中核市が条例で制定（児童福祉法第45条第１項）

・厚生労働省令：児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（第32～36条の3）

・愛知県条例：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

例）必置の設備：乳児室又はほふく室、医務室、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室、便所等

乳児室・ほふく室の面積基準：乳児又は満２歳未満の幼児１人につき、3.3㎡以上（県独自基準）

必要な職員：保育士、嘱託医及び調理員

保育士の配置基準：０　　歳児　３人に対し、保育士１名以上

１・２歳児　６人に対し、保育士１名以上

３　　歳児　１５人に対し、保育士１名以上

４・５歳児　２５人に対し、保育士１名以上

※ただし保育所１施設につき、２人を下回ることはできない。

※３歳児、４・５歳児の配置基準は、経過措置あり。

〇 保育時間と開所時間

１日につき原則、保育時間は８時間、開所時間は１１時間

〇保育の内容

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容としては、厚生労働大臣が定める指針に従う。

保育所保育指針（平成29年告示・平成30年4月1日より適用）

・平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行や、０～２歳児を中心とした保育所利用児童数の増加などの保育をめぐる状況の変化を踏まえ、保育所保育指針が改定。

【各種ガイドライン等】

- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）
- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【施設・事業者向け】【自治体向け】【発生時対応】
- 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン（2021年3月）
- 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（2023年5月）

6　保育士について

(1)　保育士制度

・昭和63年 ： 保母試験制度の見直し（受験資格を高卒から短大卒程度へ）
・平成10年 ： 児童福祉法の改定（「保母」から「保育士」へ）＜平成11年4月1日施行＞
・平成15年 ： 保育士登録制度施行（平成15年11月29日～）
保育士として業務を行うためには保育士登録が必要
「保育士（保母）資格証明書」では、保育士としての業務不可

(2)　保育士の定義

①　保育士の定義

保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

② 登録について

保育士となる資格を有する者が、都道府県知事の登録を受けることにより保育士となることとされた。

③ 名称独占について

ア 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

イ 保育士は、保育士の信用を傷つける行為をしてはならない。

ウ 保育士は正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

エ 都道府県知事は、イ又はウに違反した者の保育士の登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

④ 質の向上について

保育所に勤務する保育士は、乳幼児に関する相談に応じ、助言を行うための知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

7　認定こども園について

(1)　認定こども園とは

教育･保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来る。

① 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能

② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

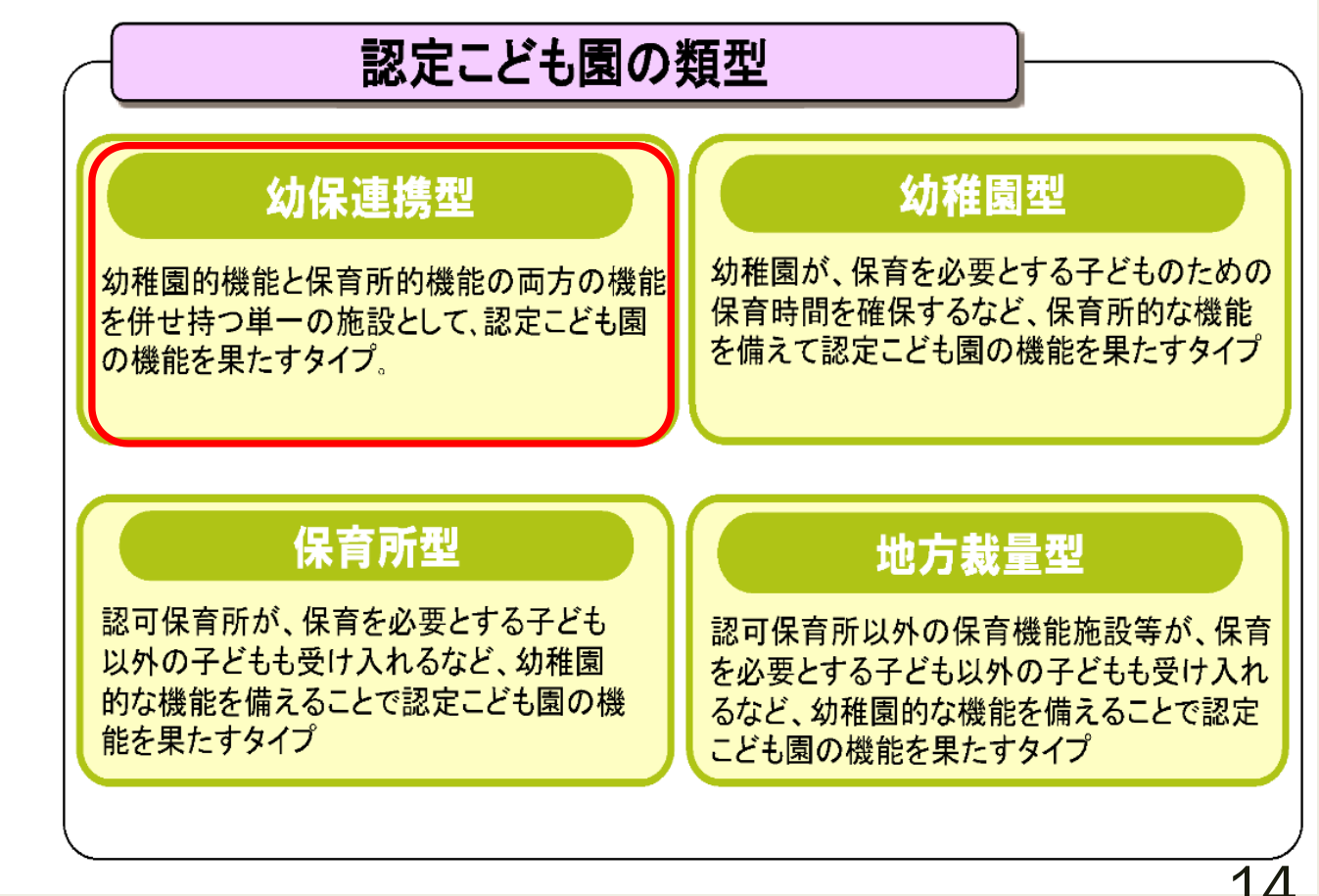

(3)　幼保連携型認定こども園の法定位置づけについて

幼保連携型認定こども園は、「児童福祉施設」であり、かつ「学校」である。

○「児童福祉施設」としての位置づけ

（児童福祉法第7条第１項）

児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

○「学校」としての位置づけ

教育基本法上の「法律に定める学校」（第6条）

①「公の性質」を有し、
②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法　－抄－

（学校教育）
第6条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。（以下略）

学校教育法に定めるもの

幼稚園　　中等教育学校
小学校　　特別支援学校
中学校　　大学
高等学校　　高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※　既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

(4)　保育教諭について

幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭の免許状（更新等を適切に行い、有効なものであること）と保育士資格を併有することを原則とする。（※経過措置あり）

（参考）

類型	教育及び保育にあたる職員に必要な資格
保育所	【保育士】保育士登録証
幼稚園	【幼稚園教諭】幼稚園教諭免許状（有効なもの）
幼保連携型認定こども園	【保育教諭】 保育士登録証＋幼稚園教諭免許状（有効なもの） ※経過措置あり
保育所型・幼稚園型・ 地方裁量型認定こども園 （愛知県条例における基準）	満３歳未満の保育に従事：【保育士】 満３歳以上の保育に従事：【保育士かつ幼稚園教諭】 ※一部経過措置あり

8　認可外保育施設について

「認可外保育施設」とは、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長（都道府県知事等）の認可を受けていない（又は認可を取り消された）施設を総称したもの。

都道府県知事等への事業開始の届出、運営状況の報告、契約時の書面交付等が義務付けられている。

9　保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所等において、尊い命が失われる事故が発生している。死亡事故報告例を見ると、その多くが「睡眠中に保育士が異変を発見し、病院搬送後亡くなった」ものであるが、「おやつ等をのどに詰まらせ、窒息し亡くなった。」等、睡眠中以外の事故も発生しているため、様々な場面での事故防止に向けた取組が必要。

◆教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【施設事業者向け】【自治体向け】【発生時対応】
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyoiku_hoiku.html

◆消費者庁　子どもを事故から守る！事故防止ポータル
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

○　事故報告について

国通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日）により、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う事故等（意識不明を含む。）が発生した場合の報告様式が定められている。

（１）重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- 特定教育・保育施設
- 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- 特定地域型保育事業
- 延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業
- 認可外保育施設

（２）報告の対象となる重大事故の範囲

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ＩＣＵに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

（３）重大事故の再発防止のための事後的な検証について

ア　検証の実施主体

都道府県（指定都市・中核市を含む）：認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

市町村：特定教育保育施設、特定地域型保育施設、地域子ども・子育て支援事業

イ　検証の対象範囲

- 死亡事故
- 死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例（例えば、意識不明等）

○　所在不明報告について【R4年5月～】

園外活動での児童の置き去りや児童自ら園外へ出てしまう事案があったことから、県通知「特定教育・保育施設等における事故等の報告について」（令和4年5月18日）により、実態把握と再発防止のため、児童の所在不明事案についても県へ報告を求めることとした。

【報告の対象となる事案】

- 施設外において迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合

（児童が自ら施設外に出た場合も含む）（送迎バスへの置き去りも含む）

○　不適切保育の報告について【R5年8月～】

全国各地の保育所等において、虐待等が行われていたという事案が相次いで、令和4年12月に国から虐待等への対応についての周知及び実態調査が行われ、令和5年5月に実態調査の公表と併せ、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が示された。

県内の保育所等おいても、不適切な保育の事案があったことから、県通知「保育所等における不適切な保育発生時の報告について」（令和5年8月29日）により報告を求めることとした。

【報告の対象となる事案】

- 保育所等において虐待等が発生した場合
- 保育所等において虐待等と疑われる事案（不適切な保育）が発生した場合

（ガイドラインp4からp8に定義されている事案）

10　保育所等の指導監査について

■ 保育所の「認可」を行う都道府県（指定都市・中核市を含む）は、法令等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）の観点から、監査を行う。（児童福祉法第46条）

■ 保育所等に対し「確認※」を行う市町村は、法の確認基準の遵守並びに施設型給付の支給等に関する業務の適正性（「特定教育・保育等」の質の確保、給付費等の適正な支給）の観点から、監査を行う。（子ども・子育て支援法第14条、第38条）

※「確認」とは、保育所等の運営等に係る財政支援である施設型給付等を支払う実施主体である市町村が、認可を受けた保育所等の申請に基づき、給付の対象となることを確認すること。施設・事業の認可とは別で、確認がされなければ事業者は、給付を受けることができない。

・施設又は事業所が認可・認定を受けていること。
・市町村が条例で定める運営に関する基準を満たしていること。
（**虐待の禁止、苦情解決等についても市町村の条例に定められている。**）

【子ども・子育て支援法】
第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第２項（以下略）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【指導・監査のイメージ図】

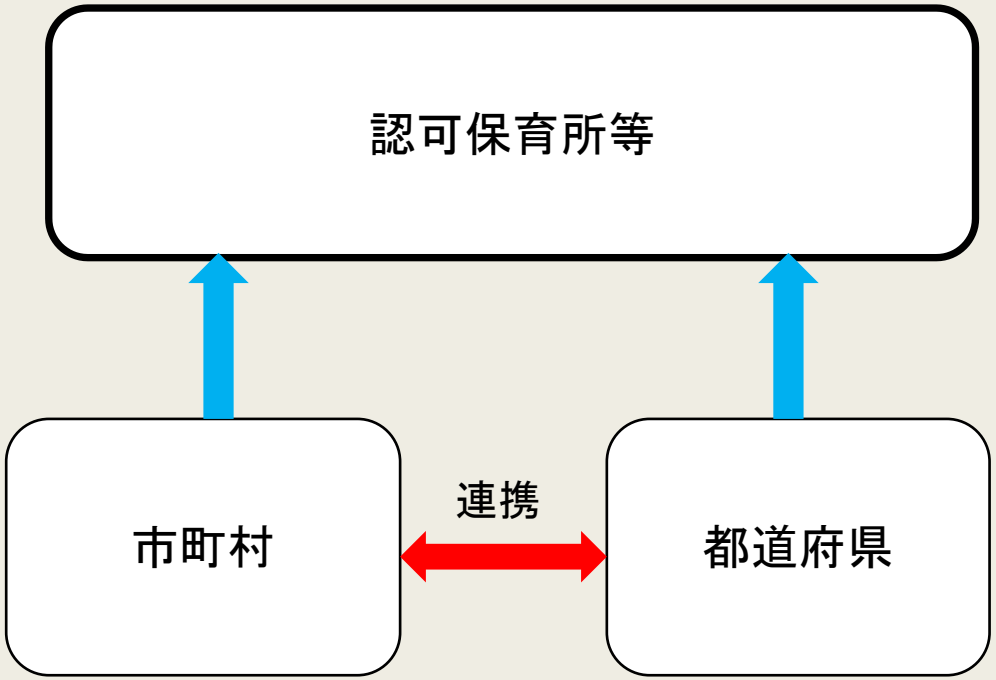

こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化　等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実　等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化、保育DX　等】

☞全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される

☞人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

- 質の高い保育の確保・充実
- 全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援
- 保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度	平成30年度	令和３年度	令和７年度	令和10年度末
待機児童解消加速化プラン（目標：５年間で約50万人）	子育て安心プラン（目標：３年間で約32万人）	新子育て安心プラン（目標：４年間で約14万人）	保育政策の新たな方向性	

・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数　H29：26,081人→R6：2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率　R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

令和６年12月20日
公表

○　人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
○　全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

１．地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進　等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化
・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進　等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
・４・5歳児、３歳児の配置改善の促進、１歳児の配置改善
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究　等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保
・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化　等

２．全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。
【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進
・制度の創設と実施体制の整備　・円滑な運用や利用の促進　等

○多様なニーズに対応した保育の充実
・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
・病児保育、延長保育、一時預かりの充実　等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進
・相談支援や居場所づくり等の推進
・要支援児童への対応強化
・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進　等

３．保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善　【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
・民間給与動向等を踏まえた改善　・経営情報の見える化の推進　等

○保育ＤＸの推進による業務改善
・保育所・幼稚園等におけるＩＣＴ化の推進　・給付・監査業務や保活の基盤整備　等

○働きやすい職場環境づくり　・保育補助者等の活用促進　等
○新規資格取得と就労の促進　・資格取得や就業継続の支援の充実　等
○離職者の再就職・職場復帰の促進　・保育士・保育所支援センターの機能強化　等

○保育の現場・職業の魅力発信　・多様な関係者による検討・発信　等

※「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間（令和５年12月閣議決定・概ね５年等）を踏まえつつ、政策の方向性と具体的な施策を整理